

独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度 概要

目的 スポーツの振興と生徒の健康の保持増進を図ると共に、学校管理下における生徒の災害に対し災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）を行うことにより、学校教育の円滑な実施に資することを目的としている。

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下の事由による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、学校管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学中

2 給付金額【災害共済給付の基準は、センター法施行令第3条によります（平成22年4月1日現在）】

- ①医療費 医療保険並みの療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。
初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上の場合が給付の対象となります。
ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。
- ②障害見舞金 障害の程度に応じて、3,770万円（第1級）から82万円（第14級）が給付されます。
（通学中の場合は、1,885万円から41万円）
- ③死亡見舞金 運動などの行為が起因、あるいは誘因となった場合、2,800万円が給付されます。
（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,400万円）

3 給付基準

- ①同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ②災害共済給付を受ける権利は、その事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③損害賠償を受けたとき（対自動車交通事故等）や他の法令の規定による給付（例えば、障害者自立支援法の自立支援医療）等を受けたときは、その受けた額の限度において給付を行いません。
- ④生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑤生徒が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。
- ⑥生徒が自己の重大な過失（原付通学におけるスピード違反等）により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

4 共済掛金

保護者等負担額 790円 ※負担金額は年額です。

5 給付手続

- ①「災害報告書」…災害発生状況など必要事項を記入します。
- ②「医療等の状況」…月末（又は完治後）に病院へ持参し、用紙への記入をお願いしてください。
- ③「債権者登録申請書」…給付金振込先の金融機関など必要事項を記入します。
- ④必要に応じて「調剤報酬明細書」「治療用装具明細書」「高額医療状況の届け」など提出していただきます。
- ⑤学校で上記の書類①②④について、設置者（教育委員会）を経由して日本スポーツ振興センターへ申請します。
- ⑥日本スポーツ振興センターにおいて審査の上、給付金額を決定し、設置者を経由して給付金が支給されます。